

## 子ども医療費助成の拡大等について

医療助成課

### 1. 政策等の背景・目的及び効果

本市では、子どもを育てる家庭が経済的負担による不安なく、必要時に医療機関で受診し、早期治療を図ることができるよう支援することで、子どもの健康保持とともに健やかな育成を図ることができるよう「子ども医療費助成制度」を実施しています。

現行制度においては、助成対象年齢は15歳まで（その年齢となる年度末まで）となっていますが、長引くコロナ禍や物価高騰等により、経済的負担が増える中、子育て世帯への更なる支援とともに、より多くの子どもたちの健康保持に繋がるよう、対象年齢を18歳まで（その年齢となる年度末まで）拡大するものです。

また、19歳から22歳までを対象に、一時的に大きな負担となる入院費の自己負担分について助成を行うことで、若者に対する経済的支援を行うとともに健康保持を図ります。

## 2. 内容

### (1) 助成対象年齢の拡大（15歳までから18歳までへ）

現行制度においては、枚方市に住民登録があり、健康保険に加入している中学校3年生（満15歳に達した最初の3月31日）までを助成対象者としていますが、この年齢の上限を18歳（満18歳に達した最初の3月31日）までに拡大します。

なお、本市独自の取組である「入院時食事療養費助成」及び「世帯合算（上限2,500円）」については、年齢拡大後も引き続き実施します。

#### 【制度概要】

保険適用となる医療費の自己負担分について、医療機関ごと（通院・入院・歯科ごと）に1日500円（以下、「一部自己負担額」という）を超える額を市が助成する。一部自己負担額の支払いは、月2日までとし、それ以降の自己負担はなし。

### (2) (仮称) 若者入院医療費助成制度の実施（新設）

- ①対象者：枚方市に住民登録があり、健康保険の加入者で、その年度に年齢が19歳から22歳に達する者
- ②助成内容：保険診療の入院費に係る本人負担分について、1日当たり500円を限度（月2日まで）として、超過分を返還する。
- ③助成方法：申請に基づく償還払いとする。（医療証の発行はなし）
- ④その他：実施に向けて要綱等の整備を行う。

### (3) 子ども医療証のカード化

最長18年間の利用となる医療証（材質：紙、大きさ：縦12.7cm、横8.9cm）を、耐久性や利便性が高まるようカード化（材質：樹脂等、大きさ：縦5.4cm、横8.5cm）します。

- ①対象者： 約64,000人（18歳までの拡大分を含む）
- ②発送時期： 令和5年7月下旬（全対象者に一斉送付）

## 3. 実施時期等

令和4年（2022年）	11月	市民福祉委員協議会
	12月	12月定例月議会において条例改正案、補正予算案を提出
令和5年（2023年）	4月	対象者へ案内・申請勧奨、受付開始
	8月	制度開始

## 4. 総合計画等における根拠・位置付け

総合計画 基本目標 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち  
施策目標15 子どもたちが健やかに育つことができるまち



## 5. 関係法令・条例等

健康保険法、国民健康保険法

枚方市子どもの医療費の助成に関する条例

## 6. 事業費・財源及びコスト

### (1) 18歳までの拡大分

《初期費用》 12,900千円

支出内訳 システム改修費（委託料） : 5,300千円

事務経費（通信運搬費、封入封緘委託料等） : 7,600千円

《財 源》 一般財源：12,900千円

《今後発生するコスト（ランニングコスト等）》 201,335千円

支出内訳 医療助成費（扶助費） : 194,335千円

審査支払手数料（役務費） : 7,000千円

(2) (仮称) 若者入院医療費助成制度 (19歳から22歳までの入院費を助成)

《初期費用》 60千円

支出内訳 事務経費 (通信運搬費等) : 60千円

《財 源》 一般財源: 60千円

《今後発生するコスト (ランニングコスト等) 》 34,200千円

支出内訳 医療助成費 (扶助費) : 34,100千円

事務経費 (通信運搬費等) : 100千円

(3) 子ども医療証のカード化

《初期費用》 5,073千円 (既対象者分を含む)

支出内訳 システム改修等委託料 : 4,113千円

備品購入費等 : 960千円

《財 源》 一般財源 : 5,073千円

《今後発生するコスト (ランニングコスト等) 》 242千円

支出内訳 プリンター保守委託料 : 103千円

消耗品費等 : 139千円

参考資料

# 子ども医療費助成の拡大等について

